

長崎市告示第 4 7 9 号

長崎市民特別給付金（後期高齢者世帯）支給事務実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 2 日

長崎市長 鈴木 史 朗

長崎市民特別給付金（後期高齢者世帯）支給事務実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、物価高騰により家計の負担が増大していることを踏まえ、家計への影響を緩和する支援を行うため、臨時的な措置として実施する長崎市民特別給付金（後期高齢者世帯）給付事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、「長崎市民特別給付金（後期高齢者世帯）」とは、前条の目的を達するために、本市が支給する給付金をいう。

（支給対象者）

第 3 条 長崎市民特別給付金（後期高齢者世帯）の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和 8 年 6 月 1 日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている 7 5 歳以上の者（基準日以前に住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において本市内で生活していたが、本市の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの

を含む。)であって、令和8年度分の市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第736条第3項の規定による特別区民税を含む。)均等割(以下「均等割」という。)が非課税の世帯(同一の世帯に属する者全員が、基準日において本市の住民基本台帳に記録され、かつ、均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより均等割を免除された者(生活保護受給者については、免除された者とみなす。)である世帯。以下「住民税非課税世帯」という。)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び均等割課税となる所得があるにもかかわらず未申告である者がいる世帯は、長崎市民特別給付金(後期高齢者世帯)の支給要件を満たさないものとする。

(支給額)

第4条 長崎市民特別給付金(後期高齢者世帯)の額は、1世帯(住民税非課税世帯に限る。)当たり3千円とする。

(受給権者)

第5条 長崎市民特別給付金(後期高齢者世帯)の受給権者は、支給対象者が属する世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者)とする。

- 2 配偶者その他の親族からの暴力等を理由に避難している者、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者(基準日時点で本市に居住する者に限る。)の取扱いについては、市長が別に定める。

(支給の方式)

第6条 長崎市民特別給付金（後期高齢者世帯）の支給を受けようとする者（以下「申請者等」という。）は、令和8年度長崎市民特別給付金（後期高齢者世帯）支給要件確認書（第1号様式。以下「確認書」という。）又は令和8年度長崎市民特別給付金（後期高齢者世帯）申請書（請求書）（第2号様式）（以下「確認書等」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類の提出を受けたときは、次の各号に掲げるいずれかの方式により長崎市民特別給付金（後期高齢者世帯）を支給するものとする。この場合において、第2号に掲げる方式は申請者等が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他の第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送方式 申請者等が確認書等を郵送により本市に提出し、本市が申請者等が指定する金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 申請者等が確認書等を郵送により、又は本市の窓口において本市に提出し、本市が指定する場所で申請者等に現金を支給する方式

3 申請者等は、確認書等の提出に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者等本人による申請等であることを証するものとする。ただし、確認書の提出により申請者等本人の口座に振り込む場合は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を省略することができる。

(申請等によらない支給)

第7条 前条の規定に関わらず、市長は、第3条に規定する要件を満たす

ことを確認できる世帯（本人名義の口座登録が確認できる世帯に限る。

）に対し、事前に通知を行った後、長崎市民特別給付金（後期高齢者世帯）の支給を行うことができる。

2 支給対象者は、前項の通知を受けた場合は、令和8年度長崎市民特別給付金（後期高齢者世帯）支給口座登録等の届出書（第3号様式）による登録口座の変更を市長に申し出ることができる。

3 市長は、別に定める日までに前項の規定による申出がないときは、速やかに長崎市民特別給付金（後期高齢者世帯）の支給を決定し、支給対象者に対し、長崎市民特別給付金（後期高齢者世帯）を支給する。

（代理による申請等）

第8条 申請者等に代わり、代理人として申請等を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限るものとする。

(1) 基準日時点で受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族又は受給権者の身の回りの世話をしている者等で市長が認める者

2 代理人は、確認書を提出するときは当該確認書の代理人の欄に記載し、支給の申請をするときは原則として委任状を提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する確認書の提出を受けたときは、公的身分証明書の写し等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

4 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号又は第3号の者にあつては市長が別に定める方法により代理権を確認するものとする。

(申請等の期限)

第9条 確認書等の受付を開始する日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書等の提出期限は、令和8年9月30日とする。

(支給の決定)

第10条 市長は、第6条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定する。

(長崎市民特別給付金(後期高齢者世帯)の支給等に関する周知等)

第11条 市長は、支給対象者の要件、申請の方法、申請の受付を開始する日等について、広報その他の方法により、支給対象者等への周知を行うものとする。

(申請等が行われなかった場合等の取扱)

第12条 支給対象者から第9条第2項の申請等の期限までに申請等が行われなかった場合は、支給対象者が長崎市民特別給付金(後期高齢者世帯)の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 確認書等の不備により振込ができない場合その他の支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができない場合において、本市が当該確認書等の内容の確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われなるときは、給付の申請等が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により長崎市民特別給付金(後期高齢者世帯)の支給を受けた者に対し、当該長崎市民特別給付金(後期高齢者世帯)の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 長崎市民特別給付金(後期高齢者世帯)の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。